

京都市非常通信整備業務  
(公共安全モバイルシステム)

仕様書

令和8年4月

京都市行財政局防災危機管理室

担当者：上野、岩本

電話：075-222-3210

## 第1 総則

- 1 本仕様書において、京都市（以下、「本市」という。）が受託業者（以下、「受託者」という。）に委託する京都市非常通信整備業務（公共安全モバイルシステム）（以下、「本業務」という。）について必要な事項を定める。
- 2 受託者は、本業務の履行に際し、諸法令及び別添に記載の事項を遵守すること。  
なお、本仕様書と別添に記載の事項に齟齬がある場合は、本仕様書の記載に準ずることとする。
- 3 受託者は、本業務が公共事業であることに留意し、本業務による公益を最大限引き出すよう努めること。
- 4 受託者は、本仕様書に基づき設定・設置する装置及び設置作業並びにソフトウェア等に係る第三者の有する特許法、実用新案法もしくは意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう必要な措置を講じるとともに、その使用について全責任を持つこと。
- 5 本業務の履行にあたって生じた諸経費について、本市は一切負担しない。
- 6 本業務の履行にあたって生じた事故・損害等について、本市は一切の責任を負わない。
- 7 本業務の履行にあたって不測の事態が生じた場合は、受託者は本市に対し速やかに状況を報告するとともに、対応方法について本市に確認すること。
- 8 本業務の履行にあたって建物、設備機器、その他物件等に損害を与えないよう十分配慮するとともに、万一損害を与えた場合は受託者の責任において現状復旧などの必要な措置を講じること。
- 9 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。  
また、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に本市に再委託承諾申請書を提出して本市の承認を得なければならないこととし、当該再委託先に対し、契約書、本仕様書その他合意された要件（以下、「契約書等」という。）に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、受託者は、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うこととする。  
なお、再々委託については、如何なる理由があろうとも認めない。
- 10 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が明らかとなった場合は、本市と受託者が協議し対応方法を決定する。

## 第2 業務概要

### 1 目的

本業務は、大規模災害等により民間通信網（固定電話、携帯電話等）の輻輳や通信規制、停電が発生した場合にあっても、非常時の連絡手段を確保するために必要な通信システムを整備することを目的とする。

なお、公共安全モバイルシステム（以下、「本システム」という。）は、災害発生時の際は、公共安全機関間相互の情報共有・連携の実現が期待され、平時においても、業務上の各種連絡で携帯電話として利用可能なものとする。

### 2 業務範囲

受託者は、本仕様書に基づき、本システムの整備に必要な公共安全モバイルシステム用スマートフォン端末（以下、「スマホ端末」という。）等機器の調達、設定、納品、運用に向けた技術指導その他必要な全ての業務を行うこと。

なお、スマホ端末等機器の調達にあつては予め本市の了承を得なければならないこととする。

また、本業務で試験用端末を使用する場合は、これに係る全ての費用を受託者が負担し、受託者において当該端末を準備すること。

ただし、本業務において調達するスマホ端末（試験用端末を除く。）に係る通信費のうち、本市が機器納入を受けた後に発生する通信費は、本市が負担する。

その他、令和7年度の京都市非常通信整備業務（公共安全モバイルシステム）（以下、「令和7年度事業」という。）で整備したスマホ端末が本業務で整備するスマホ端末と一体利用できるよう必要な作業を行うこと。

加えて、令和7年度事業の受託者と異なる者が本業務を受託した場合は、既存SIMを活用できる場合を除き、受託者において令和7年度事業分のSIMの調達及び切り替え作業が生じることに留意すること。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、必要となる機器の納品は令和9年3月12日までにを行うこと。

また、令和7年度事業分のSIM切り替え作業は令和9年3月31日までにを行うこと。

### 4 履行場所

別紙1のとおり

ただし、令和7年度事業分のSIM切り替えを要する場合は、別紙1に基づき、受託者において配備先と調整のうえ、切り替え作業を実施すること。

## 5 実施体制

### (1) 業務の遂行

本業務を確実に履行できる体制を設け、実施体制表・工程表に則って業務を遂行すること。

また、受託者は本業務の進捗状況等について都度本市へ報告するとともに、課題等が生じた場合には本市へ適切に連携し必要な対応を講じること。

なお、本市や受託者への報告・連絡・相談は原則質問票に記載することとし、協議は本市と受託者が協議の上、対面会議かオンライン(WEB 会議)どちらかの方法にて実施するものとする。

### (2) 作業時間

本市との連絡調整、本市庁舎における作業の時間は、原則として平日（土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日の年末年始を除く月曜日から金曜日）の午前8時45分から午後5時30分までの間（以下、「平日昼間」という。）とする。

ただし、本市外の施設等における作業で、当該施設側から平日昼間以外の時間にて作業を実施するよう要請がなされた場合は、その要請に従うものとする。

## 6 注意事項

### (1) 駐車場の確保

現地作業等にあって本市は駐車場等を確保しないため、必要な場合は受託者において確保すること。

### (2) 不用品の扱い

段ボール等の梱包物や作業過程で生じたごみ等は、受託者が全て持ち帰ること。

### (3) 使用する言語

本市とのやり取り（納入書類・成果物含む）で使用する言語は全て日本語とする。

### (4) 資料の記載順

全ての資料において、行政区は次の順で記載すること。

「北区」→「上京区」→「左京区」→「中京区」→「東山区」→「山科区」→「下京区」→「南区」→「右京区」→「西京区」→「西京区（洛西支所）」→「伏見区」→「伏見区（深草支所）」→「伏見区（醍醐支所）」

## 第3 業務内容

### 1 機器の調達

別紙2「機器調達の要件」の要件を全て満たした機器及びスマートフォン用アプリケーション（以下、「アプリ」という。）の選定を行い、本市に要件を満たすことを証する資料を提出・説明し、本市の了承を得たうえで、次の数量を調達すること。

なお、スマホ端末等の配備先は別紙1「配備場所一覧表」のとおりであり、1施設につき1台を配備する。

No.	機器名	数量	補足情報
1	スマホ端末	390 台	端末本体以外に、付属電池パック、ACアダプタ・ケーブルを含む
2	電池パック	390 個	予備用
3	電池パック単体充電器	390 個	卓上ホルダに本機能があれば不要
4	卓上ホルダ（充電台）	390 個	
5	ステンレスバックルコンテナ（収容箱）	390 個	M-ST-13DG 又は同サイズ・ふた付
6	ステンレスバックルコンテナ用底面材	390 枚	PE ライト A-8 又はポリエチレンフォーム素材
7	令和7年度事業で整備した端末用SIM（公共安全モバイルシステムとしての仕様を満たすよう、1台につき2つの通信事業者回線のSIM（一般携帯電話網と比してつながりやすい回線、nanoSIM+eSIM）を用意すること）	99 台分	令和7年度事業の受託者と異なる者が受託した場合（既存SIMを活用できる場合を除く）

## 2 機器の設定

調達した機器について、大規模災害等により民間通信網（固定電話、携帯電話等）の輻輳や通信規制、停電が発生した場合に使用できるよう、以下の設定等を行うこと。

### (1) 端末の初期設定

SIM設定・APN設定、各種アプリなどのインストール、使用、バージョンアップ等を行うためのアプリストアを利用するうえで必要なアカウント（GoogleアカウントやApple ID等）を必要数作成するとともに端末に設定する等、スマホ端末を使用するために必要な初期設定を行うこと。

なお、受託者は本市への災害時優先電話の提供可能数を携帯電話会社と協議し、結果を本市へ報告すること。

### (2) 情報共有用チャットアプリ（LINE WORKS）の導入

LINE WORKSアプリのインストール、グループ作成などの各種設定等の必要な作業全てを行うこと。

また、令和7年度事業分の端末に対し、本業務で新たに追加したアカウントをアドレス帳に反映し必要なグループ設定を行うとともに、アップデートが行われている場合は実行こと。

その他、令和7年度事業の受託者と異なる者が本業務を受託した場合で、受託者の変更に伴いLINE WORKSのID等を更新する必要がある場合は、令和7年度事業分の端末全てにLINE WORKSのIDの付与及び設定を行い、本市が指定するグループに追加するなど必要な作業全てを行うこと。

なお、アプリの利用契約は、本システムの通信契約と同一の通信契約内で締結できること。

(3) 衛星通信サービスの専用アプリの導入

本市が別に契約する「京都市非常通信整備業務（衛星通信サービス）」にて調達する衛星通信サービス機器（Wi-Fi機能付きの衛星インターネットができる機器を指す。）を制御する専用アプリ（本市から別途指示）のインストール等必要な作業を行うこと。衛星通信サービスの専用アプリが今回調達するスマートフォン端末にインストールできない場合は、本市と受託者が協議の上、対応方針を決定する。

(4) その他アプリ等の導入

前記(2)、(3)のアプリのほか、以下のアプリのインストール等必要な作業を行うこと。

また、前記(2)、(3)及び以下に示すもののほか、初期導入されているアプリについてはホーム画面上に表示しないよう設定すること。

京都市防災ポータルサイト（リンク）、Google Chrome、Google Map、時計（初期導入のものがあればそのまま利用）、Radiko、デジタルアメダス、G mail、電話帳（初期導入のものがあればそのまま利用）
--

(5) アプリ・インストールの許可設定

MDMアプリ又はOS機能を使用し、アプリの起動制限及びインストール制限等の設定を行うこと。

設定内容の詳細は、本市と協議のうえ決定する。

(6) 衛星通信サービス機器との導通確認

スマホ端末と衛星通信サービス機器間で、Wi-Fiによる接続可否の確認を3台程度行うこと。

(7) 前各号の作業に係る動作確認

前各号により各端末に設定したアカウント及びインストールしたアプリ等が正常に動作するかの確認を行うこと（アカウントにあっては、当該アカウントを利用するアプリの起動・動作までを行うこと。）。

また、納品までに各アプリにアップデートがあった場合は、これを行うこと（令和7年度事業と異なる者が受託した場合にあっては、SIM切り替え作業に合わせて令和7年度事業分にもこの作業を行うこと。）。

3 操作マニュアル及び電話番号簿等の作成

(1) 操作マニュアル（作成部数：紙・489部）

本システムの運用に必要なスマホ端末の基本動作（発着信、携帯電話網の選択方法等）及び情報共有用チャットアプリ（第3 業務内容 2 機器の設定 (2) 情報共有用チャットアプリの導入）の操作マニュアルを作成すること。

作成にあたっては、操作画面のキャプチャーや作業状況の写真などを使用し、初めて本システムを使用する者が視覚的に理解できる構成とし、製品付属の取扱説明書のコピー等に終始しないこと。

衛星通信サービスの専用アプリ（第3 業務内容 2 機器の設定 (3) 衛星通信サービスの専用アプリの導入）については、本市から提供する当該アプリの操作マニュアルの内容を盛り込み、受託者が作成する操作マニュアルの一部とすること。

作成した操作マニュアルは、本市における校了手続きを経た後、以下の仕様にて製本すること。

① 印刷方法：カラー

② 紙 質：(表紙) マットコート紙 135kg

(本文) マットコート紙 90kg

③ サ イ ズ：中綴じ冊子（中央ホチキス留め）、A5 仕上り

(2) 電話番号簿一覧（作成部数：紙・489部）

本システムを構成するスマホ端末の電話番号簿を作成すること。

作成にあたっては、行政区で改ページとするなど、視覚的に見易い構成とすること。

なお、作成にあたっては令和7年度事業の整備内容を反映させることとし、489台分の電話番号を一元管理できるものとする。

(3) 災害時優先電話の電話番号簿一覧（紙・489部）

災害時優先電話の対象となる電話番号及び提供する携帯電話会社名等をまとめた一覧表を作成すること。

なお、作成にあたっては令和7年度事業の整備内容を反映させること。

(4) 備品管理台帳（データ・1ファイル）

本市が示す様式に、調達した本システムに係る情報（端末識別番号、電話番号、メールアドレス、アプリストア用アカウントのID、パスワード等）を搭載すること。

#### 4 機器等の納品・回収等

(1) 機器へのラベル添付

受託者において、機器の詳細を示すラベルシールを作成、貼付するなど必要な作業を行うこと。

なお、使用するラベルシールは強粘着とし、サイズや印字内容、色等については選定した機器に基づき本市が指示するため、受託者はこれに従うこと。

また、災害時優先電話が付与されたSIMをどの配備先のものとするかについては、本市が指定する。

(2) 機器の納品準備

「第3 業務内容 1 機器の調達」の調達機器No.6をNo.5へ設置し、No.1～No.4（機器の箱は廃棄）及び「第3 業務内容 3 操作マニュアル及び電話番号簿等の作成 (1)～(3)」をNo.5へ収容する。

(3) 機器の納品

設定を終えた機器及び操作マニュアル等（390式）は、別紙1「配備場所一覧表」の場所へ納品すること（納品先の施設管理者との調整含む）。ただし、別紙1は公告時点の情報であり、納品時には変更となる可能性があるため、納品準備の段階で改めて本市から最新の配備場所一覧を提示するため指示に従うこと。なお、納品場所数については、別紙1の納品場所（公告時点）に示す施設数を超えない範囲とする。

また、本業務で調達するステンレスバックルコンテナ（「第3 業務内容 1 機器の調達」の調達機器No.5）に、別途調達する衛星通信サービスの調達業者（以下、「別業者」という。）が調達する機器を、別業者が収容するため、納品日については、別業者とも協議のうえ、決定すること。

(4) 既設機器の回収・入替え・処分

納品場所にある既設収容箱及びその収容箱内の機器等について、以下のとおり対応すること。

- ① 乾電池式モバイルバッテリー、乾電池、ネックストラップを、本調達で準備した収容箱（「第3 業務内容 1 機器の調達」の調達機器No.5）へ入れ替える
- ② MCAアドバンス（端末（KC-PS701）のみ）を、本市に返却する
- ③ 既設収容箱及び①、②以外のものを処分する

(5) 令和7年度事業調達分の機器への対応

令和7年度事業の受託者と異なる者が本業務を受託する場合は、既存SIMを活用できる場合を除き、令和7年度事業で整備した本システム（計99台）に対し、受託者が調達したSIMカードを配備先で差し直すなど、令和7年度事業整備分の契約先の変更に伴う必要な作業（令和7年度事業受託者との調整を含む）が生じるため、受託者は本市の指示に従い適切に対応すること。

5 技術指導

機器の導入から運用、保守について、本市職員に十分な技術指導、運用指導を行うこと。

#### 第4 契約の解除等

業務開始後、受託者が本仕様書で示す仕様を維持できないと判断した場合、本市は相当の期間を定めて受託者に対し是正を求める。

是正を求めたにも関わらず、相当な理由なく受託者がこれに従わない場合又は本市の定めた期限までに受託者による是正が困難なため契約の目的を達成しえないと認められる場合は、本市は受託者に対して、契約の解除及び損害の賠償を求める。

#### 第5 損害賠償

故意、過失を問わず、受託者が本業務の履行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により、市民の権利や法律上保護される利益を違法に侵害した場合は、受託者がその損害を賠償する責任を負うものとする。

ただし、受託者の損害賠償の責任の上限は、本契約に基づき本市が実際に支払った金額の範囲内とする。

なお、受託者の故意または重大な過失による場合はこの限りではない。

#### 第6 守秘義務

- 1 本業務を通じて知り得た情報等は、正当な理由なく他に開示及び複製又は自己の利益のために漏洩及び利用をしてはならない。

なお、情報漏洩の可能性を覚知した際には、直ちに本市に連絡することとし、本市の指示のもと事態の收拾を図ること。

- 2 以下に掲げる場合は、守秘義務を解除することができる。

- (1) 訴訟にて、本業務従事者が自らの正当性を立証する必要がある場合。
- (2) 本業務従事者が所属する団体の法令又は会則によって、業務内容について質問・調査に応じなければならない場合。

ただし、その団体が情報を第三者に提供しない場合に限る。

#### 第7 情報セキュリティ

受託者は、諸法令に準拠した情報セキュリティ対策を講じること。

また、本業務を通して情報セキュリティ対策に係る管理体制を確保し、以下の対策を実施すること。

- (1) 本市から提供する情報は目的外に利用しないこと。
- (2) 受託者又は再委託先によって、本市の意図しない変更が行われないことを保証する一貫した品質保証体制を確保すること。
- (3) 情報セキュリティインシデント発生時の対処方法を策定し、本市の承諾を得ること。
- (4) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を策定し、本市の承諾を得ること。

- (5) 情報セキュリティ対策の履行状況及び想定されるリスクを本市に報告すること。

## 第8 情報管理体制

- 1 受託者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した情報であって、本市が保護不要と認めていない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、本市に対し情報取扱者名簿及び情報管理体制図を提出し、本市の同意を得ること。

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲とすること。
- (2) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- (3) 本市が同意した場合を除き、受託者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

- 2 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。

ただし、本市が同意した場合はこの限りではない。

- 3 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料（以下、「ドキュメント」という。）は、本業務の履行完了後、本市が指示する期日までに、以下のとおり処分し、本市に対してドキュメント抹消完了報告書を提出すること。

- (1) データ媒体

ドキュメントが保存された全ての記録媒体に対して、物理的又は磁気的な破壊、専用のソフトウェア等を用いたデータ消去（記録媒体内の全ての情報を無意味な情報に上書き）、ブロック消去又は暗号化消去により、データが復元できないように完全に消去すること。

なお、記録媒体の初期化のみの対応は不可とする。

- (2) 紙媒体

溶解処分を行うこと。

- 4 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘を含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合には、本業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに本市へ報告すること。

なお、報告がない場合にあっても、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、本市が行う報告徴収や調査に応じること。

## 第9 成果物の納入

受託者は、次に示すとおり成果物を提出すること。

また、本業務の全てが完了した後、成果物1～8（5を除く。）を、令和9年3月31日までにDVD（1枚）にて納入すること。

No.	納入物	媒体	期日
1	体制表、工程表等	紙	契約後2週間以内
2	整備機器の選定説明書（要件を満たす根拠資料）	紙	契約後2週間以内
3	整備機器の説明資料（機器一覧、機器仕様、製品カタログ等）	紙	契約後1か月以内
4	ドキュメント（操作マニュアル、電話番号簿一覧、災害時優先電話の電話番号簿一覧 各489）	紙	令和9年3月12日
5	納品機器（スマホ端末、電池パック、電池パック単体充電器、卓上ホルダ、ステンレスバックルコンテナ及び底面材 各390）	現物	令和9年3月12日
6	衛星通信サービス機器との導通確認の結果	紙	令和9年3月
7	その他本市が必要とする資料	—※	随時

※ 媒体を「—」としているものは、本市から別途指示する。

#### 第10 請求及び委託料の支払い

- 1 本市は、前条の成果物にて納入検査を行う。  
本市による検査に合格した後、受託者は本市に対し請求書を提出すること。
- 2 本市は、前項に定める請求書を受領後30日以内に委託料を支払うものとする。

(別紙1) 配備場所一覧表

事業	施設名	納品場所 (公告時点)			納品			回収	入替
		行政区	住所	公共安全モバイルシステム					
				機器一式	SIMのみ※	マニュアル			
1	R8 紫明小学校	発災時使用施設と同じ	北区	小山東大野町55	1		1	1	1
2	R8 元町小学校	発災時使用施設と同じ	北区	小山西元町14	1		1	1	1
3	R8 上賀茂小学校	発災時使用施設と同じ	北区	上賀茂烏帽子ヶ垣内町1	1		1	1	1
4	R8 椋野小学校	発災時使用施設と同じ	北区	上賀茂女夫岩町21	1		1	1	1
5	R8 大宮小学校	発災時使用施設と同じ	北区	大宮中ノ社町37	1		1	1	1
6	R8 待鳳小学校	発災時使用施設と同じ	北区	紫竹西北町1-3	1		1	1	1
7	R8 紫野小学校	発災時使用施設と同じ	北区	紫野下築山町21	1		1	1	1
8	R8 鳳徳小学校	発災時使用施設と同じ	北区	紫野上烏田町30	1		1	1	1
9	R8 元柏野小学校	発災時使用施設と同じ	北区	紫野郷ノ上町36	1		1	1	1
10	R8 紫竹小学校	発災時使用施設と同じ	北区	紫竹下園生町26	1		1	1	1
11	R8 衣笠小学校	発災時使用施設と同じ	北区	平野宮本町19-6	1		1	1	1
12	R8 金閣小学校	発災時使用施設と同じ	北区	平野上柳町61-1	1		1	1	1
13	R8 大將軍小学校	発災時使用施設と同じ	北区	大將軍南一条町48-2	1		1	1	1
14	R8 鷹峯小学校	発災時使用施設と同じ	北区	鷹峯北鷹峯町12	1		1	1	1
15	R8 京都教育大学附属京都小中学校(初等部)	北区役所	北区	紫野東御所田町33-1	1		1	1	1
16	R8 京都教育大学附属京都小中学校(中・高等部)	北区役所	北区	紫野東御所田町33-1	1		1	1	1
17	R8 加茂川中学校	北区役所	北区	紫野東御所田町33-1	1		1	1	1
18	R8 西賀茂中学校	北区役所	北区	紫野東御所田町33-1	1		1	1	1
19	R8 旭丘中学校	北区役所	北区	紫野東御所田町33-1	1		1	1	1
20	R8 衣笠中学校	北区役所	北区	紫野東御所田町33-1	1		1	1	1
21	R8 紫野高等学校	北区役所	北区	紫野東御所田町33-1	1		1	1	1
22	R8 府立山城高等学校	北区役所	北区	紫野東御所田町33-1	1		1	1	1
23	R8 府立医科大学花園学舎	北区役所	北区	紫野東御所田町33-1	1		1	1	1
24	R8 大谷大学	北区役所	北区	紫野東御所田町33-1	1		1	1	1
25	R8 京都産業大学	北区役所	北区	紫野東御所田町33-1	1		1	1	1
26	R8 佛教大学	北区役所	北区	紫野東御所田町33-1	1		1	1	1
27	R8 立命館大学	北区役所	北区	紫野東御所田町33-1	1		1	1	1
28	R8 府立盲学校(花ノ坊校地)	北区役所	北区	紫野東御所田町33-1	1		1	1	1
29	R8 府立盲学校(大徳寺校地)	北区役所	北区	紫野東御所田町33-1	1		1	1	1
30	R8 京都市交響楽団練習場	発災時使用施設と同じ	北区	出雲路立テ本町86-1	1		1	1	1
31	R8 鳳徳会館	発災時使用施設と同じ	北区	紫竹東高縄町1	1		1	1	1
32	R8 やまびこくらぶ	発災時使用施設と同じ	北区	大北山原谷乾町93	1		1	1	1
33	R8 金閣原谷会館	発災時使用施設と同じ	北区	大北山原谷乾町90	1		1	1	1
34	R8 立命館大学原谷グラウンド第三尚友館及び尚友館	発災時使用施設と同じ	北区	鳴滝宇多野谷17	1		1	1	1
35	R8 京都市北いさい市民生活活動センター(ふれあい共生館内)	発災時使用施設と同じ	北区	紫野西舟岡町2	1		1	1	1
36	R8 室町小学校	発災時使用施設と同じ	上京区	室町通上立売上る室町頭町261	1		1	1	1
37	R8 西陣中央小学校	発災時使用施設と同じ	上京区	大宮通今出川上る観世町135-1	1		1	1	1
38	R8 京極小学校	発災時使用施設と同じ	上京区	寺町通石薬師下る西側染殿町658	1		1	1	1
39	R8 新町小学校	発災時使用施設と同じ	上京区	中立売通室町西入三丁町457	1		1	1	1
40	R8 二条城北小学校	発災時使用施設と同じ	上京区	浄福寺通下立売下る中務町487	1		1	1	1
41	R8 乾隆小学校	発災時使用施設と同じ	上京区	寺之内通千本東入1丁目下る姥ヶ寺之前町919-3	1		1	1	1
42	R8 翔鸞小学校	発災時使用施設と同じ	上京区	御前通今出川上る鳥居前町671	1		1	1	1
43	R8 仁和小学校	発災時使用施設と同じ	上京区	御前通一条下る東堅町132-1	1		1	1	1
44	R8 正親小学校	発災時使用施設と同じ	上京区	浄福寺通中立売下る菱丸町173	1		1	1	1
45	R8 御所東小学校	発災時使用施設と同じ	上京区	新丸通丸太町上る錦砂町290-2	1		1	1	1
46	R8 元聚楽小学校	発災時使用施設と同じ	上京区	霞屋町通中立売下る北儀町317	1		1	1	1
47	R8 元待賢小学校	発災時使用施設と同じ	上京区	丸太町通黒門東入薬屋町536-1	1		1	1	1
48	R8 元西陣小学校	発災時使用施設と同じ	上京区	上立売通堀川西入幸在町689	1		1	1	1
49	R8 丸九中学校	上京区役所	上京区	今出川通室町西入堀出シ町285	1		1	1	1
50	R8 上京中学校	上京区役所	上京区	今出川通室町西入堀出シ町285	1		1	1	1
51	R8 嘉楽中学校	発災時使用施設と同じ	上京区	今出川通千本東入般舟院前町148	1		1	1	1
52	R8 二条中学校	上京区役所	上京区	今出川通室町西入堀出シ町285	1		1	1	1
53	R8 府立鶴所高等学校	上京区役所	上京区	今出川通室町西入堀出シ町285	1		1	1	1
54	R8 北総合支援学校	発災時使用施設と同じ	上京区	堀川通寺之内上る2丁目下天神町650-1	1		1	1	1
55	R8 みつば幼稚園	発災時使用施設と同じ	上京区	小川通今出川下る針屋町370	1		1	1	1
56	R8 京都まなびの街生き方探究館	発災時使用施設と同じ	上京区	西洞院通下立売下る東裏辻町402	1		1	1	1
57	R8 錦林小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	岡崎入江町1-1	1		1	1	1
58	R8 第三錦林小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	鹿ヶ谷宮ノ前町6	1		1	1	1
59	R8 第四錦林小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	吉田上阿達町15-2	1		1	1	1
60	R8 北白川小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	北白川別当町70	1		1	1	1
61	R8 養正小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	田中飛鳥井町1	1		1	1	1
62	R8 養徳小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	田中上大久保町24	1		1	1	1
63	R8 下鴨小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	下鴨宮崎町4-2	1		1	1	1
64	R8 葵小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	下鴨東梅ノ木町8	1		1	1	1
65	R8 修学院小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	修学院沖殿町1	1		1	1	1
66	R8 上高野小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	上高野松田町8	1		1	1	1
67	R8 修学院第二小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	一乗寺里ノ西町35	1		1	1	1
68	R8 松ヶ崎小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	松ヶ崎堀町40	1		1	1	1
69	R8 明徳小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	岩倉忠在地町221	1		1	1	1
70	R8 岩倉南小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	岩倉北四ノ坪町33	1		1	1	1
71	R8 岩倉北小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	岩倉忠在地町5	1		1	1	1
72	R8 市原野小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	静野中町105	1		1	1	1
73	R8 元新洞小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	仁王門通新東洞院西入新東洞院町252	1		1	1	1
74	R8 岡崎中学校	発災時使用施設と同じ	左京区	岡崎東天王町1	1		1	1	1
75	R8 高野中学校	発災時使用施設と同じ	左京区	田中上古川町25	1		1	1	1
76	R8 下鴨中学校	発災時使用施設と同じ	左京区	下鴨泉川町40-1	1		1	1	1
77	R8 近衛中学校	発災時使用施設と同じ	左京区	吉田近衛町26-53	1		1	1	1
78	R8 修学院中学校	発災時使用施設と同じ	左京区	一乗寺御祭田町2	1		1	1	1
79	R8 洛北中学校	発災時使用施設と同じ	左京区	岩倉忠在地町823	1		1	1	1
80	R8 京都精華学園中学高等学校	発災時使用施設と同じ	左京区	吉田河原町5-1	1		1	1	1
81	R8 同志社中学校・高等学校	発災時使用施設と同じ	左京区	岩倉大鷲町89	1		1	1	1
82	R8 ノートルダム女学院中学高等学校	発災時使用施設と同じ	左京区	鹿ヶ谷桜谷町110	1		1	1	1
83	R8 東山中学校・高等学校	発災時使用施設と同じ	左京区	永観堂町51	1		1	1	1
84	R8 府立洛北高等学校・洛北高等学校附属中学校	発災時使用施設と同じ	左京区	下鴨梅ノ木町59	1		1	1	1
85	R8 府立北陵高等学校	発災時使用施設と同じ	左京区	岩倉幡枝町2105	1		1	1	1
86	R8 京都工芸繊維大学	発災時使用施設と同じ	左京区	松ヶ崎橋上町	1		1	1	1
87	R8 京都精華大学	発災時使用施設と同じ	左京区	岩倉大野町137	1		1	1	1

事業	施設名	行政区	住所	納品		回収	入替
				納品場所 (公告時点)			
				公共安全モバイルシステム	機器一式		
88	R8 京都ノートルダム女子大学	左京区	下鴨南野々神町1	1	1	1	1
89	R8 白河総合支援学校	左京区	岡崎東福ノ川町9-2	1	1	1	1
90	R8 京都市国際交流会館	左京区	粟田口鳥居町2-1	1	1	1	1
91	R8 京都市武道センター	左京区	聖護院円頓美町46-2	1	1	1	1
92	R8 天理教河原町大教会	左京区	東丸太町1-1	1	1	1	1
93	R8 市原野会館	左京区	静市市原町254-2	1	1	1	1
94	R8 真正極楽寺 真如堂 研修道場	左京区	浄土寺真如町82-3	1	1	1	1
95	R8 御所南小学校	中京区	柳馬場通美川上る五丁目242	1	1	1	1
96	R8 高倉小学校	中京区	高倉通六角下る和久屋町343	1	1	1	1
97	R8 洛中小学校	中京区	壬生坊城町57-1	1	1	1	1
98	R8 朱雀第一小学校	中京区	壬生朱雀町8-2	1	1	1	1
99	R8 朱雀第二小学校	中京区	西ノ京左馬寮町3-1	1	1	1	1
100	R8 朱雀第三小学校	中京区	壬生松原町81	1	1	1	1
101	R8 朱雀第四小学校	中京区	西ノ京笠殿町164	1	1	1	1
102	R8 朱雀第六小学校	中京区	西ノ京車坂町15-5	1	1	1	1
103	R8 朱雀第七小学校	中京区	壬生東土居ノ内町20	1	1	1	1
104	R8 朱雀第八小学校	中京区	西ノ京中御門西町25	1	1	1	1
105	R8 元教業小学校	中京区	大宮通御池下る三坊大宮町121-2	1	1	1	1
106	R8 元生祥小学校	中京区	富小路通六角下る骨屋之町549	1	1	1	1
107	R8 北野中学校	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
108	R8 朱雀中学校	中京区	壬生中川町20-1	1	1	1	1
109	R8 京都御池中学校	中京区	柳馬場通御池上る虎石町45-3	1	1	1	1
110	R8 中京中学校	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
111	R8 松原中学校	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
112	R8 西ノ京中学校	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
113	R8 西京高等学校	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
114	R8 元鋼鉋美術工芸高等学校	中京区役所	土手町通竹屋町下る鉢田町542	1	1	1	1
115	R8 京都堀川音楽高等学校	中京区役所	油小路通御池押油小路町238-1	1	1	1	1
116	R8 堀川高等学校	中京区役所	東堀川通錦路上る四坊堀川町622-2	1	1	1	1
117	R8 府立朱雀高等学校	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
118	R8 京都両洋高等学校	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
119	R8 洛陽総合高等学校	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
120	R8 花園大学	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
121	R8 中京もえぎ幼稚園	中京区役所	間之町通竹屋町下る楠町601-1	1	1	1	1
122	R8 京都芸術センター	中京区役所	室町通嶋葉師下る山伏山町546-2	1	1	1	1
123	R8 京都国際マンガミュージアム	中京区役所	烏丸通御池上る金吹町452	1	1	1	1
124	R8 京都市教育相談総合センター こどもバトナ	中京区役所	姉小路通東洞院東入墨華院前町706-3	1	1	1	1
125	R8 京都市子育て支援総合センター こどもみらい館	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
126	R8 京都市子ども保健医療相談・事故防止センター 京あんしんこども館	中京区役所	釜座通丸太町上る梅屋町174-3	1	1	1	1
127	R8 京都市生涯学習総合センター 京都アスニー	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
128	R8 京都市男女共同参画センター ウィングス京都	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
129	R8 堀川高等学校本館及び本館自治会館	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
130	R8 真如苑京都四条	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
131	R8 両洋学園両洋高等学校 第二体育館	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
132	R8 立命館朱雀キャンパス	中京区役所	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1	1	1
133	R8 立誠ガーデン ヒューリック京都	中京区役所	蛸薬師通河原町東入備前前島町310-2	1	1	1	1
134	R8 元今熊野小学校	東山区役所	今熊野南日吉町27-3	1	1	1	1
135	R8 ザ・ホテル青龍 京都清水	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
136	R8 新道自治会館	東山区役所	宮川筋四丁目306番地	1	1	1	1
137	R8 元月輪小学校	東山区役所	本町通三ノ橋上る本町十七丁目358	1	1	1	1
138	R8 元有濟小学校	東山区役所	大和大路通三條下る東入若松町393	1	1	1	1
139	R8 開晴中学校	東山区役所	六波羅裏門通東入多門町155	1	1	1	1
140	R8 東山泉小中学校 西学舎	東山区役所	大和大路通七條下る5丁目下池田町527	1	1	1	1
141	R8 東山泉小中学校 東学舎	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
142	R8 大谷中学高等学校	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
143	R8 華頂女子中学高等学校	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
144	R8 京都女子中学・高等学校	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
145	R8 日吉ヶ丘高等学校	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
146	R8 京都華頂大学・華頂短期大学	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
147	R8 京都女子大学	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
148	R8 東山総合支援学校	東山区役所	東大路渋谷下る妙法院前側町441	1	1	1	1
149	R8 府立陶工高等技術専門学校	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
150	R8 東山地域体育館	東山区役所	清水五丁目130-6 東山区総合庁舎3階	1	1	1	1
151	R8 大谷本廟	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
152	R8 建仁寺	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
153	R8 知恩院 和順会館	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
154	R8 東福寺	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
155	R8 妙法院	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
156	R8 立正佼成会 京都教会	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
157	R8 弥栄自治会館	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
158	R8 弥栄ふれあいサロン	東山区役所	祇園町南側551	1	1	1	1
159	R8 京都国立博物館 平成知新館	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
160	R8 京都美術工芸大学京都東山キャンパス	東山区役所	鞆町通正面下る上堀詰町272	1	1	1	1
161	R8 地域交流施設あわた	東山区役所	三条通白川橋東入三丁目東町175-2	1	1	1	1
162	R8 東山いきいき市民活動センター	東山区役所	清水五丁目130-6	1	1	1	1
163	R8 山階小学校	山科区役所	西野大手先町21	1	1	1	1
164	R8 西野小学校	山科区役所	西野櫛川町34	1	1	1	1
165	R8 山階南小学校	山科区役所	東野八代10	1	1	1	1
166	R8 安朱小学校	山科区役所	安朱山川町17	1	1	1	1
167	R8 鏡山小学校	山科区役所	御陵山洗町18	1	1	1	1
168	R8 陵ヶ岡小学校	山科区役所	御陵岡町45	1	1	1	1
169	R8 音羽小学校	山科区役所	音羽森廻り町32	1	1	1	1
170	R8 音羽川小学校	山科区役所	音羽西林36	1	1	1	1
171	R8 大塚小学校	山科区役所	大塚野溝町59	1	1	1	1
172	R8 勤修小学校	山科区役所	勤修寺東栗栖野町42	1	1	1	1
173	R8 小野小学校	山科区役所	小野蚊ヶ瀬町2	1	1	1	1
174	R8 百々小学校	山科区役所	西野山百々町173-1	1	1	1	1
175	R8 大宅小学校	山科区役所	大宅五反畑町69-2	1	1	1	1

事業	施設名	施設名	納品場所 (公告時点)		納品		回収	入替	
			行政区	住所	公共安全モバイルシステム				
					機器一式	SIMのみ※ マニユアル			MCA
176	R8	山科中学校	発災時使用施設と同じ	山科区	東野八反畑町50-1	1		1	1
177	R8	勤修中学校	発災時使用施設と同じ	山科区	勤修寺平田町92	1		1	1
178	R8	大宅中学校	発災時使用施設と同じ	山科区	大宅山田113	1		1	1
179	R8	安祥寺中学校	発災時使用施設と同じ	山科区	西野今屋敷町9-6	1		1	1
180	R8	音羽中学校	発災時使用施設と同じ	山科区	大塚野溝町86	1		1	1
181	R8	花山中学校	発災時使用施設と同じ	山科区	北花山横田町27-1	1		1	1
182	R8	府立洛東高等学校	発災時使用施設と同じ	山科区	安朱川向町10	1		1	1
183	R8	京都橘大学	発災時使用施設と同じ	山科区	大宅山田町34	1		1	1
184	R8	京都薬科大学	発災時使用施設と同じ	山科区	御陵中内町5	1		1	1
185	R8	東総合支援学校	発災時使用施設と同じ	山科区	大塚高岩3	1		1	1
186	R8	一燈園小学校・中学校・高等学校	発災時使用施設と同じ	山科区	四ノ宮柳山町29	1		1	1
187	R8	京都市生涯学習総合センター山科	発災時使用施設と同じ	山科区	竹鼻竹ノ街道町92 ラクト山科C棟2階	1		1	1
188	R8	京都市東部文化会館	発災時使用施設と同じ	山科区	柳辻西浦町1-8	1		1	1
189	R8	山科地域体育館	発災時使用施設と同じ	山科区	柳辻西浦町1-12	1		1	1
190	R8	京都刑務所 鍛錬場	発災時使用施設と同じ	山科区	東野井ノ上町20	1		1	1
191	R8	京都東山老年サナトリウム	発災時使用施設と同じ	山科区	日ノ岡夷谷町11	1		1	1
192	R8	本願寺山科別院	発災時使用施設と同じ	山科区	東野狐敷町2	1		1	1
193	R8	東本願寺山科別院長福寺	発災時使用施設と同じ	山科区	竹鼻サイカシ町13-17	1		1	1
194	R8	洛央小学校	発災時使用施設と同じ	下京区	仏光寺通東洞院東入仏光寺西町345-1	1		1	1
195	R8	下京涉成小学校	発災時使用施設と同じ	下京区	皆山町438-1	1		1	1
196	R8	下京雅小学校	発災時使用施設と同じ	下京区	醒ヶ井通松原下る篠屋町59	1		1	1
197	R8	元淳風小学校	発災時使用施設と同じ	下京区	大宮通花屋町上る柿本町609-1	1		1	1
198	R8	梅小路小学校	発災時使用施設と同じ	下京区	観喜寺町3	1		1	1
199	R8	光徳小学校	発災時使用施設と同じ	下京区	中堂寺坊城町26-1	1		1	1
200	R8	七条小学校	発災時使用施設と同じ	下京区	西七条石井町61	1		1	1
201	R8	西大路小学校	発災時使用施設と同じ	下京区	七条御所ノ内西町71-1	1		1	1
202	R8	七条第三小学校	発災時使用施設と同じ	下京区	西七条西石ヶ坪町5	1		1	1
203	R8	元安寧小学校	発災時使用施設と同じ	下京区	東堀川通木津屋橋下る御方紺屋町1	1		1	1
204	R8	北総合支援学校中央分校	発災時使用施設と同じ	下京区	油小路通太子山町601-2	1		1	1
205	R8	京都市立芸術大学 (体育館)	防災危機管理室	中京区	寺町通池上る上本能寺前町488	1		1	1
206	R8	元有隣小学校	発災時使用施設と同じ	下京区	富小路通五条上る本神明町411	1		1	1
207	R8	下京中学校	発災時使用施設と同じ	下京区	楊梅通新町東入蛭子町120-1	1		1	1
208	R8	下京中学校成徳学舎	発災時使用施設と同じ	下京区	高辻通室町西入繁昌町290	1		1	1
209	R8	七条中学校	発災時使用施設と同じ	下京区	西七条御領町32	1		1	1
210	R8	洛友中学校(元都文中学校)	発災時使用施設と同じ	下京区	大宮通綾小路下る綾大宮町51-2	1		1	1
211	R8	元梅逕中学校	発災時使用施設と同じ	下京区	大宮通八条上る三丁目東側垣ケ内町248	1		1	1
212	R8	京都産業大学附属中学校・高等学校	下京区役所	下京区	西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	1		1	1
213	R8	龍谷大学付属 平安中学校・平安高等学校	下京区役所	下京区	西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	1		1	1
214	R8	京都市学校歴史博物館	発災時使用施設と同じ	下京区	御幸町通仏光寺下る橋町437	1		1	1
215	R8	京都市修徳特別養護老人ホーム	発災時使用施設と同じ	下京区	新町通松原下る富永町110-1	1		1	1
216	R8	京都市総合教育センター	発災時使用施設と同じ	下京区	河原町通仏光寺西入富永町344	1		1	1
217	R8	下京地域体育館	発災時使用施設と同じ	下京区	川端町13	1		1	1
218	R8	ひと・まち交流館 京都	発災時使用施設と同じ	下京区	西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1	1		1	1
219	R8	池坊学園	下京区役所	下京区	西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	1		1	1
220	R8	稚松保育園	発災時使用施設と同じ	下京区	河原町通上積殿馬場上る若松町420	1		1	1
221	R8	植柳コミュニティセンター	発災時使用施設と同じ	下京区	西洞院通花屋町下る西洞院町466他	1		1	1
222	R8	九条弘道小学校	発災時使用施設と同じ	南区	西九条春日町13	1		1	1
223	R8	九条塔南小学校	発災時使用施設と同じ	南区	西九条御幸町109	1		1	1
224	R8	南大内小学校	発災時使用施設と同じ	南区	八条内田町20-2	1		1	1
225	R8	唐橋小学校	発災時使用施設と同じ	南区	唐橋西寺町65	1		1	1
226	R8	吉祥院小学校	発災時使用施設と同じ	南区	吉祥院船戸町34	1		1	1
227	R8	祥栄小学校	発災時使用施設と同じ	南区	吉祥院蒔絵町14	1		1	1
228	R8	祥豊小学校	発災時使用施設と同じ	南区	吉祥院三ノ宮町23	1		1	1
229	R8	上烏羽小学校	発災時使用施設と同じ	南区	上烏羽城ヶ前町236	1		1	1
230	R8	大藪小学校	発災時使用施設と同じ	南区	久世大藪町62	1		1	1
231	R8	久世西小学校	南区役所	南区	西九条南田町1-3	1		1	1
232	R8	元山王小学校	発災時使用施設と同じ	南区	東九条東山王町27	1		1	1
233	R8	元陶化小学校	発災時使用施設と同じ	南区	東九条中御堂町55	1		1	1
234	R8	元東和小学校(凌風小中学校第2校舎)	発災時使用施設と同じ	南区	東九条南烏丸町19	1		1	1
235	R8	凌風小中学校(凌風学園)	南区役所	南区	西九条南田町1-3	1		1	1
236	R8	八条中学校	南区役所	南区	西九条南田町1-3	1		1	1
237	R8	九条中学校	発災時使用施設と同じ	南区	西九条南小路町1	1		1	1
238	R8	洛南中学校	南区役所	南区	西九条南田町1-3	1		1	1
239	R8	久世中学校	南区役所	南区	西九条南田町1-3	1		1	1
240	R8	洛南高等学校・洛南高等学校附属中学校	発災時使用施設と同じ	南区	壬生通八条下る東寺町559	1		1	1
241	R8	元塔南高等学校	南区役所	南区	西九条南田町1-3	1		1	1
242	R8	府立烏羽高等学校	南区役所	南区	西九条南田町1-3	1		1	1
243	R8	嵯峨小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	嵯峨釈迦堂大門町35-1	1		1	1
244	R8	広沢小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	嵯峨広沢西裏町25	1		1	1
245	R8	嵐山小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	嵯峨柳田町35-1	1		1	1
246	R8	太秦小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	太秦奥殿町1-1	1		1	1
247	R8	南太秦小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	太秦前ノ田町22	1		1	1
248	R8	常盤野小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	太秦京ノ道町20-5	1		1	1
249	R8	安井小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	太秦安井柳通町15	1		1	1
250	R8	嵯峨野小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	嵯峨野千代ノ道町53	1		1	1
251	R8	御室小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	御室堅町19	1		1	1
252	R8	宇多野小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	宇多野上ノ谷8	1		1	1
253	R8	花園小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	花園車道町1	1		1	1
254	R8	西院小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	西院春日町3-1	1		1	1
255	R8	山ノ内小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	山ノ内山ノ下町22	1		1	1
256	R8	梅津小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	梅津中村町38	1		1	1
257	R8	梅津北小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	梅津開キ町16	1		1	1
258	R8	西京極小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	西京極芝ノ下町31	1		1	1
259	R8	西京極西小学校	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1
260	R8	葛野小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	西京極葛野町2	1		1	1
261	R8	蜂ヶ岡中学校	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1
262	R8	太秦中学校	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1
263	R8	嵯峨中学校	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1

事業	発災時使用施設	納品場所（公告時点）			納品			回収	入替	
		施設名	行政区	住所	公共安全モバイルシステム					
					機器一式	SIMのみ※	マニュアル			M
264	R8	四条中学校	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
265	R8	西京極中学校	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
266	R8	梅津中学校	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
267	R8	西院中学校	発災時使用施設と同じ	右京区	西院矢掛町5	1		1	1	1
268	R8	双ヶ丘中学校	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
269	R8	府立嵯峨野高等学校	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
270	R8	府立北嵯峨高等学校	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
271	R8	京都外大西高等学校	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
272	R8	花園高等学校	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
273	R8	京都外国語大学	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
274	R8	京都先端科学大学 太秦キャンパス	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
275	R8	京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
276	R8	嵯峨美術大学・嵯峨美術短期大学	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
277	R8	鳴滝総合支援学校	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
278	R8	府立聾学校	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
279	R8	光華小学校・京都光華中学校・京都光華高等学校	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
280	R8	京都市市民スポーツ会館	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
281	R8	大覚寺(嵯峨寮・学院)	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
282	R8	仁和寺(御室会館)	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
283	R8	妙心寺	右京区役所	右京区	太秦下刑部町12	1		1	1	1
284	R8	川岡小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	川島滑樋町14	1		1	1	1
285	R8	川岡東小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	下津林東大般若町44	1		1	1	1
286	R8	櫻原小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	櫻原三宅町24	1		1	1	1
287	R8	松尾小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	松尾井戸町32	1		1	1	1
288	R8	嵐山東小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	嵐山東海道町46	1		1	1	1
289	R8	松陽小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	御陵北山下町15	1		1	1	1
290	R8	桂小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	桂巽町75-5	1		1	1	1
291	R8	桂徳小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	桂徳大寺南町2	1		1	1	1
292	R8	桂川小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	桂上野西町274	1		1	1	1
293	R8	桂東小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	桂市ノ前町31	1		1	1	1
294	R8	大枝小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	大枝塚原町4-44	1		1	1	1
295	R8	桂坂小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	御陵大枝山町二丁目1-52	1		1	1	1
296	R8	新林小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	大枝西新林町四丁目4	1		1	1	1
297	R8	境谷小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	大原野西境谷町三丁目5	1		1	1	1
298	R8	元竹の里小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	大原野東竹の里町四丁目1	1		1	1	1
299	R8	上里小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	大原野上里南ノ町300	1		1	1	1
300	R8	大原野小学校	発災時使用施設と同じ	西京区	大原野灰方町439	1		1	1	1
301	R8	桂中学校	西京区役所	西京区	上桂森下町25-1	1		1	1	1
302	R8	松尾中学校	西京区役所	西京区	上桂森下町25-1	1		1	1	1
303	R8	桂川中学校	西京区役所	西京区	上桂森下町25-1	1		1	1	1
304	R8	櫻原中学校	西京区役所	西京区	上桂森下町25-1	1		1	1	1
305	R8	大枝中学校	洛西支所	西京区	大原野東境谷町二丁目1-2	1		1	1	1
306	R8	洛西中学校	洛西支所	西京区	大原野東境谷町二丁目1-2	1		1	1	1
307	R8	元西陵中学校	発災時使用施設と同じ	西京区	大枝南福西町一丁目3	1		1	1	1
308	R8	大原野中学校	洛西支所	西京区	大原野東境谷町二丁目1-2	1		1	1	1
309	R8	府立桂高等学校	西京区役所	西京区	上桂森下町25-1	1		1	1	1
310	R8	府立洛西高等学校	洛西支所	西京区	大原野東境谷町二丁目1-2	1		1	1	1
311	R8	京都成章高等学校	洛西支所	西京区	大原野東境谷町二丁目1-2	1		1	1	1
312	R8	京都明徳高等学校	洛西支所	西京区	大原野東境谷町二丁目1-2	1		1	1	1
313	R8	京都経済短期大学	洛西支所	西京区	大原野東境谷町二丁目1-2	1		1	1	1
314	R8	西総合支援学校	洛西支所	西京区	大原野東境谷町二丁目1-2	1		1	1	1
315	R8	桂川地域体育館	西京区役所	西京区	上桂森下町25-1	1		1	1	1
316	R8	京都市西文化会館ウエスタイ	西京区役所	西京区	上桂森下町25-1	1		1	1	1
317	R8	法輪寺	西京区役所	西京区	上桂森下町25-1	1		1	1	1
318	R8	伏見板橋小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	下板橋町610	1		1	1	1
319	R8	伏見南浜小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	丹後町142	1		1	1	1
320	R8	伏見住吉小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	住吉町455	1		1	1	1
321	R8	深草小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	深草西伊達町82-3	1		1	1	1
322	R8	稲荷小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	深草開土町12-1	1		1	1	1
323	R8	藤ノ森小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	深草石橋町11-2	1		1	1	1
324	R8	藤城小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	深草大亀谷五郎太町37	1		1	1	1
325	R8	砂川小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	深草ケナサ町25-5	1		1	1	1
326	R8	竹田小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	竹田桶ノ井町8-2	1		1	1	1
327	R8	桃山小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	桃山町本多上野107	1		1	1	1
328	R8	桃山東小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	桃山町伊庭12	1		1	1	1
329	R8	桃山南小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	桃山町大島38-109	1		1	1	1
330	R8	下鳥羽小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	下鳥羽長田町203	1		1	1	1
331	R8	横大路小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	横大路草津町54-1	1		1	1	1
332	R8	納所小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	納所妙徳寺1	1		1	1	1
333	R8	向島小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	向島善阿弥町2-3	1		1	1	1
334	R8	向島藤の木小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	向島藤ノ木町82-5	1		1	1	1
335	R8	元向島南小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	向島津田町95-1	1		1	1	1
336	R8	向島秀蓮小中学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	京都府向島二ノ丸町151-28	1		1	1	1
337	R8	醍醐小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	醍醐東大路町31-1	1		1	1	1
338	R8	元小栗栖宮山小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	小栗栖宮山1-1	1		1	1	1
339	R8	池田小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	醍醐鍵尾町17	1		1	1	1
340	R8	池田東小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	醍醐多近田町2-2	1		1	1	1
341	R8	春日野小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	伏見区中町31	1		1	1	1
342	R8	日野小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	日野谷寺町78	1		1	1	1
343	R8	元石田小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	石田森西24	1		1	1	1
344	R8	醍醐西小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	醍醐川久保町1	1		1	1	1
345	R8	北醍醐小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	醍醐片山町11	1		1	1	1
346	R8	栄桜小中学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	小栗栖森本町47番地4	1		1	1	1
347	R8	神川小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	久我東町60-2	1		1	1	1
348	R8	久我の杜小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	久我東町209	1		1	1	1
349	R8	羽東師小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	羽東師菱川町640	1		1	1	1
350	R8	明親小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	淀池上町106	1		1	1	1
351	R8	美豆小学校	発災時使用施設と同じ	伏見区	淀美豆町1244	1		1	1	1

事業	施設名	行政区	住所	納品		M	C	A	入替		
				納品場所(公告時点)						公共安全モバイルシステム	
				施設名	行政区					住所	機器一式
352	R8 京都教育大学附属桃山小学校	伏見区	桃山筒井伊賀東町46	1		1		1	1		
353	R8 深草中学校	伏見区	深草西伊達町1-4	1		1		1	1		
354	R8 藤森中学校	伏見区	深草池ノ内町55	1		1		1	1		
355	R8 桃山中学校	伏見区	桃山水野左近東町19	1		1		1	1		
356	R8 伏見中学校	伏見区	御籠籠町97	1		1		1	1		
357	R8 神川中学校	伏見区	羽束師菱川町741	1		1		1	1		
358	R8 醍醐中学校	伏見区	醍醐岸ノ上町21	1		1		1	1		
359	R8 春日丘中学校	伏見区	日野谷寺町50	1		1		1	1		
360	R8 栗陵中学校	伏見区	醍醐池田町17-1	1		1		1	1		
361	R8 桃陵中学校	伏見区	桃陵町1-1	1		1		1	1		
362	R8 向島東中学校	伏見区	向島吹田河原町138	1		1		1	1		
363	R8 洛水中学校	伏見区	横大路竜ヶ池31	1		1		1	1		
364	R8 大淀中学校	伏見区	淀下津町257-7	1		1		1	1		
365	R8 京都教育大学附属桃山中学校	伏見区	桃山井伊掃部東町16	1		1		1	1		
366	R8 京都橘中学校・高等学校	伏見区	桃山町伊賀50	1		1		1	1		
367	R8 京都奏和高等学校	伏見区	深草鈴塚町13	1		1		1	1		
368	R8 府立桃山高等学校	伏見区	桃山毛利長門東町8	1		1		1	1		
369	R8 府立東陵高等学校	伏見区	醍醐新町裏町25-1	1		1		1	1		
370	R8 府立洛水高等学校	伏見区	横大路向七18	1		1		1	1		
371	R8 府立京都すばる高等学校	伏見区	向島西定請120	1		1		1	1		
372	R8 京都教育大学附属高等学校	伏見区	深草越後屋敷町111	1		1		1	1		
373	R8 京都教育大学	伏見区	深草藤森町1	1		1		1	1		
374	R8 種智院大学	伏見区	向島西定請70	1		1		1	1		
375	R8 聖母女学院	伏見区	深草田谷町1	1		1		1	1		
376	R8 龍谷大学	伏見区	深草塚本町67	1		1		1	1		
377	R8 呉竹総合支援学校	伏見区	桃山福島大夫北町52	1		1		1	1		
378	R8 桃陽総合支援学校	伏見区	深草大亀谷岩山町48-1	1		1		1	1		
379	R8 京都教育大学附属特別支援学校	伏見区	深草大亀谷大町90	1		1		1	1		
380	R8 北城堀センター	伏見区	納所北城堀10-1	1		1		1	1		
381	R8 京都市呉竹文化センター	伏見区	京町南七丁目35-1	1		1		1	1		
382	R8 伏見北堀公園地域体育館	伏見区	深草大亀谷五郎大町23	1		1		1	1		
383	R8 府立伏見港公園総合体育館	伏見区	段島金井戸町	1		1		1	1		
384	R8 府立消防学校	伏見区	京都府八幡市八幡樋ノ口15-15	1		1		1	1		
385	R8 納所会館	伏見区	納所妙徳寺1	1		1		1	1		
386	R8 天理教淀分教会	伏見区	納所町223	1		1		1	1		
387	R8 京都工芸院高等学校	伏見区	深草西出山町23	1		1		1	1		
388	R8 京都拘留所	伏見区	竹田向代町138	1		1		1	1		
389	R8 妙福寺	伏見区	柿木浜町423	1		1		1	1		
390	R8 伏見北部地域体育館	伏見区	竹田醍醐田町17-6	1		1		1	1		
391	R7 防災危機管理室	中京区	寺町通御池上る上本能寺前町488		3	99					
392	R7 建設総務課	中京区	寺町通御池上る上本能寺前町488		1						
393	R7 産業企画室	中京区	寺町通御池上る上本能寺前町488		1						
394	R7 健康長寿企画課	中京区	寺町通御池上る上本能寺前町488		1						
395	R7 北部土木みどり事務所	北区	大宮東脇台町8		2						
396	R7 左京土木みどり事務所	左京区	高野竹屋町4		2						
397	R7 東部土木みどり事務所	山科区	西野様子見町1-2		2						
398	R7 南部土木みどり事務所	南区	東九条下殿田町70-2		2						
399	R7 西部土木みどり事務所	右京区	西院西貝川町31		2						
400	R7 京北・左京山間部土木みどり事務所	右京区	京北周山町上寺田1-1		2						
401	R7 西京土木みどり事務所	西京区	桂乾町9		2						
402	R7 伏見土木みどり事務所	伏見区	表町578		2						
403	R7 北部農業振興センター	北区	紫野東御所田町33-1 北区役所2階		1						
404	R7 南部農業振興センター	伏見区	鷹匠町39-2 伏見区役所3階		1						
405	R7 監査事務局	中京区	河原町通御池下る下丸屋町394 Y・J・Kビル5階		1						
406	R7 人事委員会事務局	東山区	清水五丁目130-6 東山区役所1階		1						
407	R7 交通局企画総務課	右京区	太秦下刑部町12		1						
408	R7 上下水道局総務課	南区	上鳥羽鎌倉町11-3		1						
409	R7 北区役所	北区	紫野東御所田町33-1		1						
410	R7 上京区役所	上京区	今出川通室町西入堀出シ町285		1						
411	R7 左京区役所	左京区	松ヶ崎堂ノ上町7-2		1						
412	R7 中京区役所	中京区	西堀川通御池下る西三坊堀川町521		1						
413	R7 東山区役所	東山区	清水五丁目130-6		1						
414	R7 山科区役所	山科区	柳辻池尻町14-2		1						
415	R7 下京区役所	下京区	西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8		1						
416	R7 南区役所	南区	西九条南田町1-3		1						
417	R7 右京区役所	右京区	太秦下刑部町12		1						
418	R7 西京区役所	西京区	上桂森下町25-1		1						
419	R7 洛西支所	西京区	大原野東境谷町二丁目1-2		1						
420	R7 伏見区役所	伏見区	鷹匠町39-2		1						
421	R7 深草支所	伏見区	深草向畑町93-1		1						
422	R7 醍醐支所	伏見区	醍醐大構町28		1						
423	R7 小野郷出張所	北区	小野下ノ町100		1						
424	R7 中川出張所	北区	中川北山町46-2		1						
425	R7 雲ヶ畑出張所	北区	雲ヶ畑中畑町176		1						
426	R7 八瀬出張所	左京区	八瀬秋元町577		1						
427	R7 大原出張所	左京区	大原来迎院町10-2		1						
428	R7 静市出張所	左京区	静市市原町36-3		1						
429	R7 花脊出張所	左京区	花背大布施町196		1						
430	R7 久多出張所	左京区	久多宮の町3		1						
431	R7 久世出張所	南区	久世大藪町62番地		1						
432	R7 高雄出張所	右京区	梅ヶ畑奥殿町26-1		1						
433	R7 岩陰出張所	右京区	嵯峨桜原宮ノ上町2-5		1						
434	R7 京北出張所	右京区	京北周山町上寺田1-1		1						
435	R7 神川出張所	伏見区	久我東町216		1						
436	R7 淀出張所	伏見区	淀池上町131-1		1						
437	R7 中川小学校(休校中)	北区	中川北山町46		1						
438	R7 中川小学校真弓分校(休校中)	北区	真弓八幡町195		1						
439	R7 元小野郷小学校大森分校	北区	大森中町157		1						

事業	発災時使用施設	納品場所（公告時点）		納品		回収	入替		
		施設名	行政区	住所	公共安全モバイルシステム				
					機器一式	SIMのみ※	マニュアル	MCA	モバイルバッテリー
440	R7	雲ヶ畑小・中学校(休校中)	発災時使用施設と同じ	北区	雲ヶ畑中畑町76		1		
441	R7	小野郷小・中学校(休校中)	発災時使用施設と同じ	北区	小野中ノ町30		1		
442	R7	杉阪公民館	発災時使用施設と同じ	北区	杉阪道風町87		1		
443	R7	中川自治会館	発災時使用施設と同じ	北区	中川北山町46		1		
444	R7	八瀬小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	八瀬秋元町324-1		1		
445	R7	大原小中学校（京都大原学院）（旧大原小学校）	発災時使用施設と同じ	左京区	大原来迎院町22		1		
446	R7	元大原小学校百井分校	発災時使用施設と同じ	左京区	大原百井町105		1		
447	R7	元静原小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	静市静原町1125-1		1		
448	R7	鞍馬小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	鞍馬本町632		1		
449	R7	元堰源小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	広河原能見町87		1		
450	R7	元別所小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	花脊別所町636		1		
451	R7	元八柘小学校	発災時使用施設と同じ	左京区	花脊八柘町20-1		1		
452	R7	花脊小中学校	発災時使用施設と同じ	左京区	花脊大布施町797		1		
453	R7	大原小中学校（京都大原学院）（旧大原中学校）	発災時使用施設と同じ	左京区	大原来迎院町22		1		
454	R7	京都市久多いきいきセンター	発災時使用施設と同じ	左京区	久多下の町203		1		
455	R7	別所自治会館	発災時使用施設と同じ	左京区	花脊別所町249		1		
456	R7	鞍馬山修養道場	発災時使用施設と同じ	左京区	鞍馬本町1074		1		
457	R7	正圓寺	発災時使用施設と同じ	左京区	大原小出石町1168		1		
458	R7	公益財団法人龍池教育財団大原郊外学舎	発災時使用施設と同じ	左京区	大原井出町		1		
459	R7	水尾小学校(休校中)	発災時使用施設と同じ	右京区	嵯峨水尾宮ノ脇町32-2		1		
460	R7	高雄小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	梅ヶ畑奥殿町15		1		
461	R7	元京北第一小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	京北周山町下寺田11		1		
462	R7	元京北第二小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	京北塔町中筋浦8-1		1		
463	R7	元京北第三小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	京北上弓削町弾正27		1		
464	R7	元宇津小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	京北中地町蛸谷口13		1		
465	R7	元細野小学校	発災時使用施設と同じ	右京区	京北細野町東ノ垣内30		1		
466	R7	宕陰小中学校	発災時使用施設と同じ	右京区	嵯峨越畑南ノ町32-2		1		
467	R7	元高雄中学校	発災時使用施設と同じ	右京区	梅ヶ畑奥殿町36		1		
468	R7	京都京北小中学校	発災時使用施設と同じ	右京区	京北周山町中山51		1		
469	R7	府立北桑田高等学校	発災時使用施設と同じ	右京区	京北下弓削町沢ノ奥15		1		
470	R7	宇津ふれあい会館	発災時使用施設と同じ	右京区	京北中地町蛸谷口23		1		
471	R7	京都市北部グリーンセンター関連施設(やまごえ温水プール)	発災時使用施設と同じ	右京区	梅ヶ畑向ノ地町27-1		1		
472	R7	黒田墓幹集落センター	発災時使用施設と同じ	右京区	京北宮町宮野80-1		1		
473	R7	黒田トレーニングホール	発災時使用施設と同じ	右京区	京北宮町宮野80-1		1		
474	R7	細野グリーン会館	発災時使用施設と同じ	右京区	京北細野町東ノ垣内10-1		1		
475	R7	矢代多目的ホール	発災時使用施設と同じ	右京区	京北矢代中町馬場谷道ノ上29-12		1		
476	R7	弓削自治会館	発災時使用施設と同じ	右京区	京北下中町東石原8-2		1		
477	R7	宇津コミュニティセンター	発災時使用施設と同じ	右京区	京北下宇津町宮ノ下14-2		1		
478	R7	田貴公民館	発災時使用施設と同じ	右京区	京北田貴町檀町20		1		
479	R7	山国自治会館	発災時使用施設と同じ	右京区	京北比賀江町院谷21		1		
480	R7	小金塚地域（藤尾小学校）	発災時使用施設と同じ	中京区	寺町通御池上る上本能寺前町488		1		
481	R7	ほんみち京都山林管理事務所	発災時使用施設と同じ	中京区	寺町通御池上る上本能寺前町488				

※は受託者が令和7年度事業から変更がある場合のみ

(別紙2) 機器調達の要件

1 機能要件

項目	No.	要件
スマホ端末・SIMの機能に係る要件	1	音声通話・テキスト(SMS)及びデータ通信の利用ができること
	2	音声通話は、日本国内の固定電話、携帯電話、衛星携帯電話と相互に発着信ができること
	3	緊急通報(110、118、119)が使用できること
	4	災害時優先電話が使用できること
	5	データ通信は、インターネットに接続できること
	6	2社以上の携帯電話網が利用でき、使用者が自由に選択できること
	7	Wi-Fi規格「IEEE 802.11 b/g/n」に対応していること
	8	「第3 業務内容 2 機器の設定 (2) 情報共有用チャットアプリ(LINE WORKS)の導入及び(5) アプリ・インストールの許可設定」の要件を満たすアプリをインストールでき、そのアプリを本システムで利用できること
ネットワークの信頼性・可用性等に係る要件	9	ネットワーク設備は、大規模災害や通信障害等に備え、冗長性(東日本及び西日本にネットワーク設備を構築し、且つ各拠点のネットワーク機器については故障に備え二重化を実施)が確保されたものであること
	10	データ通信は、災害発生等の輻輳時において、サービス提供事業者が現に個人/法人向けサービスとして提供しているものよりも、公共安全機関向けに繋がり易いネットワーク構成であること
	11	2社以上の携帯電話網を利用する通信システムであること
	12	公共安全機関が災害発生時等で利用することを鑑み、2社以上の携帯電話網に接続する各回線は、回線固有の通信速度の制限、データ通信量の制限又は契約データ通信量超過時の速度制限を行わないものとする
ネットワークの安全性・保守性等に係る要件	13	ネットワーク遮断、ネットワーク監視等の必要なセキュリティ対策が講じられていること
	14	ネットワーク設備は、サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティを考慮した機器等で構築するとともに、十分な対策が講じられていること
	15	障害発生時等の異常検知など、本システムのネットワークの状態を全日24時間で監視及び運用され、障害発生時は速やかに復旧を図ること

## 2 機器要件

項目	No.	要件
スマホ端末の信頼性	1	本システム提供事業者において動作確認済みの端末であること <証明方法> 本システム提供事業者のホームページに動作確認済み端末として掲載されている又は他に証明できる書類を本市に提出すること
		OS提供事業者がサポート期間中のOSバージョンであること <証明方法(例)> Androidであれば、次の資料又は他に証明できる書類を本市に提出すること ・Android Enterprise Recommended 認定済みであること ・本調達の公告日時点で、「Android のセキュリティと更新に関する公開情報」でサポートされていることが確認でき、且つその情報がスマホ端末に適用されていること
スマホ端末の耐久性	3	MIL-STD-810H又はその合格基準以上のテストをクリアし、落下、衝撃、振動、温度動作（高温、低温）、温度保管（高温、低温）、防水（風雨、雨滴）、防塵、湿度における耐久性等が確認されていること
	4	IP（International Protection）規格で、「IP55」以上であること
バッテリー稼働	5	外部電源が使用できない場合でも、バッテリー稼働で使用できるスマホ端末であること
	6	バッテリー容量は4, 200mAh以上であること
	7	バッテリーのみを購入することができ、本市でバッテリー交換を容易に行えること
ディスプレイ	8	5インチ以上のタッチスクリーン機能があること
カメラ	9	スマホ端末背面（メイン）のカメラ性能は、1, 300万画素以上であること
本体付属品	10	電池パック、電池パック単体充電器、卓上ホルダは、本体機器の純正品であること
保証期間	11	無償保証期間は、引渡し後1年間とし、この期間内に発生した不具合については、本市の瑕疵による不具合又は天災等を起因とする不具合を除き、受託者の責により無償にて速やかに修理、修復又は良品と交換できること

### 3 運用要件（通信契約）

- (1) 通信契約については、受託者と、令和8年度の利用開始月から令和12年度末までの長期継続契約を予定している。

そのため、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であって、電気通信役務としての移動通信サービスを提供するものうち、次のいずれかに該当するものであること。

- ・ 本システムのサービス提供事業者
- ・ 本システムのサービス再販業者
- ・ 本システムのサービス提供事業者又は再販業者と、本システム利用に係る契約を締結している事業者

なお、令和7年度事業で調達した本システム99台に係る通信契約についても、本業務調達分と同様に以下に示す契約条件にて包含して提供すること。

※ この契約は、翌年度以降において通信費に係る歳出予算について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができるものとし、契約を解除したために生じた損害の賠償について本市に請求することができないものとする。

- (2) 通信費の月額固定費（通話料等の従量課金除く。ライセンス料等の全てを含む。）が、税込み2,000円/台以内の通信プランを提供できること。

※ 月額固定費については、アプリ（「第3 業務内容 2 機器の設定 (2) 情報共有用チャットアプリ（LINE WORKS）の導入 及び (5) アプリ・インストールの許可設定」参照。）の利用料も含むこと。

- (3) 1回線当たりの月間使用データ通信量に関しては、下表のとおり、所属ごとの利用台数によるデータ通信料1GBの組織パケットシェア（データ通信料：調達所属ごとの契約数=合計GB/月）とすること。

調達元（請求先）	台数※
行財政局防災危機管理室	481
建設局建設企画部建設総務課	8

※ 本業務調達分及び令和7年度事業調達分を合計した数

- (4) 月額利用料の請求書

請求書は、利用月の翌々の初旬までに本市に必着すること。ただし、毎年の年度末（3月末）の利用分については、翌月（4月）下旬までに本市に必着すること。

なお、(3)「所属ごとの調達台数内訳」に基づき、調達所属ごとに分けて請求を行うことを想定しているため、受託者は本市の指示に従い対応すること。

ただし、従量料金の音声通話やSMS利用費用の音声通話料が、調達所属ごとに請求出来ない場合は、行財政局防災危機管理室分の請求書にまとめて請求するものとする。

(5) 本市からの各種問い合わせや申請の受付、不具合や障害の際の連絡などの問い合わせ窓口を設置し、電話、メール、Web等により対応すること。

なお、障害に関する問い合わせ、またSIMカードの紛失や盗難等による一時的な利用中断または再開の申請については、全日24時間対応すること。

## 電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書

### （総則）

**第1条** この電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。

2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

### （履行計画）

**第2条** 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあつては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、委託業務の履行に着手する前に、履行日程及び履行方法について京都市（以下「甲」という。）に届け出て、その承諾を得なければならない。

2 乙は、甲が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

### （秘密の保持）

**第3条** 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

### （目的外使用の禁止）

**第4条** 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。

(1) 契約目的物

(2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）

(3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

### （複写、複製及び第三者提供の禁止）

**第5条** 乙は、契約目的物、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三

者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

#### **(作業責任者等の届出)**

- 第6条** 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
  - 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
  - 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

#### **(教育の実施)**

- 第7条** 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
  - 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

#### **(派遣労働者等の利用時の措置)**

- 第8条** 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### **(再委託の禁止)**

- 第9条** 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
  - 3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
  - 4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督する

ための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

#### (データ等の適正な管理)

- 第10条** 乙は、システムフローチャート、入出力帳票設計書、ファイル設計書、プログラム説明書、プログラムフローチャート、プログラムリスト、コードブックその他の委託業務の履行に必要な書類（以下「ドキュメント」という。）、プログラム及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。
- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、データ保管室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
  - 3 乙は、甲の電子計算機室等を使用する場合は、甲に対し委託業務の履行に着手する前に、甲の電子計算機を使用する作業責任者及び作業従事者の氏名、業務内容及び従事期間を届け出なければならない。また、甲の電子計算機を使用しなくなった作業責任者及び作業従事者の氏名、理由を届け出なければならない。
  - 4 乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に甲の許可を受けなければならない。
  - 5 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
  - 6 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
    - (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
    - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
    - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
  - 7 乙は、甲から委託業務において利用するデータ等の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
  - 8 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かななければならない。
  - 9 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
    - (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。

- (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 10 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からドキュメント、プログラム及びデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 11 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- 12 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 13 甲は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。
- 14 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

#### **（データ等の廃棄）**

- 第 11 条** 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、ドキュメント、プログラム及びデータを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により、ドキュメント、プログラム及びデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
  - (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
  - (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

#### **（監督）**

- 第 12 条** 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

#### **（事故の発生の通知）**

**第 13 条** 乙は、当該契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

2 乙は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### **(支給品及び貸与品)**

**第 14 条** 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。

2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

4 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。

5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

#### **(検査の立会い及び引渡し)**

**第 15 条** 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち合わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

2 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、契約目的物を電子計算機による試行、試験等により検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 乙は、契約書第 4 条第 1 項の規定による検査に合格したときは、直ちに、納品書を添えて、契約目的物を甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了したときをもって契約目的物の引渡しが完了したものとする。

#### **(契約の解除)**

**第 16 条** 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約

書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
- 3 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

#### **(損害賠償)**

**第17条** 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

#### **(契約不適合責任)**

**第18条** 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあつては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第15条第3項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第15条第3項の規定による引渡しを受けた時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

#### **(作業実施場所における機器)**

**第19条** 委託業務の履行に必要なとなる機器、ソフトウェア及びネットワークについては、乙が準備するものとする。ただし、甲がこれを貸与する場合は、この限りでない。